

1 相談の窓口

[1] 大阪府・府関係機関の専門的な相談窓口

機関名	相談内容	所在地・電話等
大阪府こころの健康総合センター	こころの健康づくりをはじめ、精神的な病気の治療に関すること、精神障がい者の社会復帰・社会参加に関することまで、総合的な相談を行っています。 また、ホームページで精神保健福祉に関する様々な情報を提供しています。 http://kokoro-osaka.jp/ (こころのオアシス)	【住所】 大阪市住吉区万代東3-1-46 【電話】 06-6691-2811 06-6607-8814(相談専用) 【FAX】 06-6691-2814 【最寄駅】 市バス 府立総合医療センター 【その他】 「ひきこもり」専門相談電話 06-6997-2890(平日10時～16時)
大阪府中央子ども家庭センター	障がいのある18歳未満の児童について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的判定、相談・指導や施設利用の手続き等を行っています。	【住所】 寝屋川市八坂町28-5 【電話】 072-828-0161 【FAX】 072-828-5319 【最寄駅】 京阪本線 寝屋川市駅
大阪府障がい者自立相談支援センター	身体障がい者支援課 身体障がいのある人に対し、専門的相談指導及び判定(医学的、心理学的及び職能的判定、更生医療、補装具等の判定)等を行います。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。	【住所】 大阪市住吉区大領3-2-36 大阪府障がい者医療リハビリテーションセンター内 【電話】 06-6692-5262 【FAX】 06-6692-5340 【最寄駅】 市バス 府立総合医療センター
	知的障がい者支援課 知的障がいのある人に対し、専門的相談指導及び判定(医学的、心理学的及び職能的判定、療育手帳判定等)等を行います。また、発達障がいのある人へ相談・支援を実施します。	【住所】 同上 【電話】 06-6692-5263 【FAX】 06-6692-3981 【最寄駅】 同上
大阪府高次脳機能障がい相談支援センター	高次脳機能障がいについて個別の相談や支援を行うとともに、普及啓発活動や研修事業を行っています。	大阪府障がい者自立相談支援センター(相談) 【電話】 06-6692-5262 【FAX】 06-6692-5340 大阪急性期・総合医療センター(医療診断) 【電話】 06-6692-1201 【FAX】 06-6692-2978
		【住所】 守口市京阪本通2-5-5 【電話】 06-6993-3131 【FAX】 06-6993-3136
大阪府守口保健所	小児慢性特定疾病や身体障がいを有する児童、精神科疾患や難病の方への相談を実施しています。	【住所】 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A 【電話】 06-6966-1313 【FAX】 06-6966-1531
大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか	発達障がいのある人、家族や関係施設等からの相談に応じています。	【住所】 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A 【電話】 06-6966-1313 【FAX】 06-6966-1531
おおさか精神科救急ダイヤル	かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患有する方やそのご家族等に精神科救急医療機関の利用についてご案内いたします。	【電話】 0570-01-5000 ※一部のIP電話などからは接続できません。 (月曜から金曜:17時から翌9時 土曜、日曜、祝日、年末年始: 朝9時から翌9時まで)

機関名	相談内容	所在地・電話等
運営適正化委員会	福祉サービスに関する苦情について中立・公正な立場で相談に応じます。また、事業者と利用者の双方に聞き取りをし、調整やあっせん等、話し合いによる解決を支援します。	<p>【住所】 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階</p> <p>【最寄駅】 大阪メトロ谷町線 谷町6丁目駅</p> <p>【電話】 06-6191-3130</p> <p>【FAX】 06-6191-5660</p>
障がい者110番	障がいのある人の権利擁護や福祉サービス受給などの相談に応じています。関係機関と連携をしながら問題の解決を図ります。	<p>【住所】 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報 コミュニケーションセンター (月曜～金曜 9時から17時)</p> <p>【最寄駅】 JR環状線・大阪メトロ各線 森ノ宮駅</p> <p>【電話】 06-6973-0110</p> <p>【FAX】 06-6748-0589 (FAX・留守番電話は休日を含み 24時間受付)</p>

※ 上記のほか、障がい種別の療育・訓練および難病等に関する情報提供・相談については、p 31・32

[2] 市内の関係機関による相談窓口

機関名	相談内容	所在地・電話等
(社福)守口市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付やボランティア等に関する相談や支援などを行っています。	<p>【住所】 守口市京阪本通2-5-5</p> <p>【電話】 06-6992-2715</p> <p>【FAX】 06-6998-3201</p>
日常生活自立支援事業	障がいや認知症等により判断能力が不十分な人が地域で自立した生活をおくれるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行います。	<p>【住所】 守口市京阪本通2-5-5 守口市社会福祉協議会内</p> <p>【電話】 06-6992-2715</p>
いきいきネット相談支援センター	市民が住みなれた地域で「いきいき」と生活できるように、日常生活のお悩み、不安に思っていることなどの解決に向けて、相談員(コミュニティソーシャルワーカー)を市内に設置しています。 ※詳細は、守口市社会福祉協議会へご確認ください。	<p>【住所】 守口市京阪本通2-5-5 守口市社会福祉協議会内</p> <p>【住所】 藤田町4-20-1 (月・水・木・金曜日)</p> <p>※各コミュニティセンターを巡回</p>
ボランティアセンター	市民の自主的なボランティア活動に参加したい人たちに対して活動先やボランティアグループの紹介、援助を必要とする人とボランティアをつなぐ役割をしています。	<p>【住所】 守口市京阪本通2-5-5 守口市社会福祉協議会内</p> <p>【電話】 06-6992-2715</p>
大阪府立守口支援学校	障がいのある児童・生徒の教育相談を行っています。	<p>【住所】 守口市南寺方東通5-2-2</p> <p>【電話】 06-6993-2810</p> <p>【FAX】 06-6993-2830</p>
北河内西障害者就業・生活支援センター わーくぶらす 受託法人:(社福)明日葉	守口市・門真市の就労可能な障がい者の就労支援を行います。また障がいのある人が働くことへの理解促進のための事業等を実施します。	<p>【住所】 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所3階</p> <p>【電話】 06-6994-3988</p> <p>【FAX】 06-6994-3988</p> <p>【メール】 hatarakuzo2005@yahoo.co.jp</p>

機関名	相談内容	所在地・電話等	
守口市障がい者基幹相談支援センター 受託法人:(公益社団)大阪聴力障害者協会 月～金 9:00～17:30	地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談支援及び他の相談支援事業所との連携強化を図ります。 また障がい者に関する各種相談も受けています。	【住所】守口市京阪本通2-5-5 守口市役所3階 【電話】06-6993-5601 【FAX】06-6993-9647	
障がい者相談支援事業(市委託事業)	障がいのある人や障がい児の保護者からの相談に応じ必要な情報の提供・助言・障がい福祉サービスの利用援助等を行います。		
者	守口障害者生活支援事業所 みみ 受託法人:(公益社団)大阪聴力障害者協会 月～金 9:00～17:30	主として身体障がいのある人を対象に、相談支援を行います。 【支援の内容】 <ul style="list-style-type: none">・障がい福祉サービスの利用支援・コミュニケーション支援・ピアカウンセリング(身体障がいのある人が自身の体験をもとに相談に応じます。)・住宅入居等支援(一般住宅への入居を希望する人に入居支援を行います。)等	【住所】守口市京阪本通2-5-5 守口市役所3階 【電話】06-6993-9640 【FAX】06-6993-9647 【メール】mimimori@gaea.ocn.ne.jp
	わかたけ園 受託法人:(社福)社会福祉協議会 月～金 9:00～17:30	主として知的障がいのある人を対象に、相談支援を行っています。 【支援の内容】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活、社会生活を営むために必要な情報提供と助言・障がい福祉サービスの利用援助・住宅入居等支援・成年後見制度の申立て支援、法人後見等	【住所】守口市寺方元町4-7-13 【電話】06-6997-4747 【FAX】06-6997-4745
	さいな 受託法人社会福祉法人明日葉 月～金 9:00～17:30	主として精神障がいのある人を対象に、相談支援を行っています。 【支援の内容】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活、社会生活を営むために必要な情報提供と助言・障がい福祉サービスの利用援助・地域活動支援センター(創作活動等の機会提供や地域交流活動など)・住宅入居等支援	【住所】守口市豊秀町1-7-13 【電話】06-6993-3003 【FAX】06-6993-3003
	地域生活支援センター シュポール 受託法人:(医)西浦会 月・火・木・金・日 10:00～18:00	主として精神障がいのある人を対象に、相談支援を行っています。 【支援の内容】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活、社会生活を営むために必要な情報提供と助言・障がい福祉サービスの利用援助・地域活動支援センター(創作活動等の機会提供や地域交流活動など)・住宅入居等支援	【住所】守口市八雲中町3-13-17 【電話】06-6780-1190 【FAX】06-6780-1191
児	オールケア相談支援センター 受託法人:(一般社団)福祉でつながる会 月～金 9:00～17:00	主として18歳未満の障がい(疑いも含む)のある児童とその家族を対象に相談支援を行います。 【支援内容】 <ul style="list-style-type: none">・障がい児に関する相談支援(日常生活に係る一般的な相談も含む)・福祉サービスの情報提供、専門機関の紹介・セルフプランやサービスの未利用者に対する支援・医療的ケア児及び重症心身障がい児に関する相談	【住所】守口市大久保町2-2-12 【電話】06-4397-7889 【FAX】06-6904-0066

	相談支援センター みらい 受託法人:(社福)大阪府障 害者福祉事業団 月～金 9:00～17:45	主として18歳未満の障がい(疑いも含む)のある児童とその家族を対象に相談支援を行います。 【支援内容】 ・障がい児に関する相談支援(日常生活に係る一般的な相談も含む) ・福祉サービスの情報提供、専門機関の紹介 ・セルフプランやサービスの未利用者に対する支援 ・18歳以上への障がい者サービスへの移行に関する支援	【住所】 守口市寺方本通2-20-4 <hr/> 【電話】 06-6780-4365 <hr/> 【FAX】 06-6780-4371
--	--	---	--

[3] 障がい者相談員

障がいのある当事者や家族、関係者等が守口市からの委託を受けて、地域において、障がい者相談員として活動しています。障がいのある人の立場に立って、身近な日常生活に関する相談・助言や手帳の取得や福祉サービスについての情報提供などを行っています。

(1) 身体障がい者相談員

氏名	住所	電話・FAX	障がい種別
上田 一行	西郷通2丁目9番13号	06-7508-1240	肢体不自由
砂原 嘉夫	藤田町4丁目41番12号	06-6905-5505	視覚障がい
小枝 豊	佐太中町4丁目3番3-601号	06-7410-5581(FAX)	聴覚障がい

(2) 知的障がい者相談員

氏名	住所	電話	関係
芝田 美香子	西郷通1丁目11番15号	06-6994-7686	知的障がい者の親

[4] 民生委員・児童委員

内容	社会福祉の増進にむけて、地域住民の立場から生活や福祉に関する様々な相談に応じています。市役所等の業務に協力するとともに、地域住民の身近な相談相手として、支援を必要とする人と専門機関を繋ぐパイプ役を務めます。
窓口	健康福祉部地域福祉課 電話:06-6992-1570、FAX:06-6992-1505

[5] 避難行動要支援者名簿登録

内容	要介護認定を受けている人や身体障がい者手帳を所持する人など、災害が発生した際に自力での避難が難しく、支援が必要と予想される方を対象として「避難行動要支援者名簿」を作成しています。登録されると、地区の民生委員や自主防災組織などの避難支援者に名簿の情報が提供され、災害時もとより、日頃からの地域での見守りに活用されます。
窓口	健康福祉部地域福祉課 電話:06-6992-1570、FAX:06-6992-1505

[6] 権利擁護の取り組み

(1) 障がい者虐待の防止

虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされるのを防ぐため「障がい者虐待防止法」が制定されました。この法律には、障がい者虐待の禁止、虐待の防止にむけた国や自治体の役割、虐待に気づいた人の通報義務などが定められています。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能障がいのある人 ※ 障がい者手帳を持っていない人も含まれます。
内容	虐待に気づいたら、速やかに相談・通報を! ・虐待に気づいた人は1人で抱え込まず速やかに下記の通報窓口にご連絡ください。 ・虐待を未然に防ぎ、または早期に発見・対応するためには「もしかして?」といふいわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。 ・障がい福祉課では障がい者虐待に関する相談・通報を受け付け、確認や調査、障がい者の保護、障がい者や擁護者への支援などの対応を図ります。 ※ 通報者の情報は守られます。
窓口	守口市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課) 電話:06-6992-1630、FAX:06-6991-2494 (月曜日～金曜日、9時～17時30分) ※ 上記以外(夜間、休日など)は、守口市役所 06-6992-1221(代表)へご連絡ください。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障がい者差別解消法」が制定されました。

この法律には、障がいのある人もない人も平等の権利を得られるよう、行政機関や民間業者による差別の禁止や、差別を解消するための取り組みについて規定されています。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能障がいのある人・児童 ※ 障がい者手帳を持っていない人も含まれます。				
内容	障がいを理由とする差別とは <table border="1"><tr><td>不当な差別的取り扱い</td><td>正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。</td></tr><tr><td>合理的配慮の不提供</td><td>障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。</td></tr></table>	不当な差別的取り扱い	正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。	合理的配慮の不提供	障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。
不当な差別的取り扱い	正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。				
合理的配慮の不提供	障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。				
窓口	守口市障がい者基幹相談支援センター 住所:守口市京阪本通2-5-5 3階 電話:06-6993-5601、FAX:06-6993-9647 障がい福祉課 電話:06-6992-1630、FAX:06-6991-2494				

(3) 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などによって、物事を判断する能力が不十分な人を法律的に保護し、支援するための制度です。

対象者	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な人					
内容	<p>成年後見制度の種類</p> <table border="1"><tr><td>法定後見</td><td><ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。</td></tr><tr><td>任意後見</td><td><ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。</td></tr></table> <p>※ 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要です。 ※ 申し立てを行えるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族など。 詳しい手続きや費用については家庭裁判所にお問合せください。</p>		法定後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。	任意後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。
法定後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。					
任意後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。					
窓口	<p>大阪家庭裁判所 住所: 大阪市中央区大手前4-1-13 (最寄り駅: 地下鉄谷町線 谷町4丁目) 電話: 06-6943-5872、FAX: 06-6949-3573 障がい福祉課 電話: 06-6992-1630、FAX: 06-6991-2494</p>					